済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ～ト　［略］

三　［略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十五　［略］

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七～二十六　［略］

2～8　［略］

第八十五条　［略］

2～4　［略］

5　法第五十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第九十条　商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出るものとする。

一～二十四　［略］

済契約、水産業協同組合法第十五条の七に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ～ト　［略］

三　［略］

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～十五　［略］

十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

十七～二十六　［略］

2～8　［略］

第八十五条　［略］

2～4　［略］

5　法第五十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（届出事項）

第九十条　商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を主務大臣等に届け出るものとする。

一～二十四　［略］

二十五　商工組合中央金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合（当該子会社対象会社を子会社とすることについて認可を受けている場合及び法第三十九条第七項第一号の規定により届出をしなければならない場合並びに第二十七号に該当する場合を除く。）

二十六　商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合（第二十八号に該当する場合を除く。）

二十七～三十五　［略］

2～7　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十三条　法第七十二条第四号に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

2　法第七十二条第五号に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二十五　商工組合中央金庫又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第三十九条第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

二十六　商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

二十七～三十五　［略］

2～7　［略］

（電磁的記録に記録された事項を表示する措置）

第九十三条　法第七十二条第四号及び第五号に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［新設］

附　則

この命令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。